

沖縄県副知事 殿

平成30年度沖縄県海岸漂着物対策推進協議会運営業務

報 告 書

平成30年10月

日本エヌ・ユー・エス株式会社

1. 業務概要	1
1.1 業務の目的	1
1.2 業務の実施方針・配慮事項	1
1.2.1 品質管理	1
1.2.2 情報セキュリティの確保	1
1.3 業務内容	2
1.4 業務実施場所	2
1.5 業務実施期間	2
1.6 業務実施工程及び実施体制	2
1.7 業務成果品	2
2. 資料の印刷	3
3. 協議会出席委員への湯茶の提供	4
4. 委員に対する謝金・旅費等の支払い	5
5. 議事概要の作成	6
5.1 議事次第及び出席者名簿（当日出欠反映）	6
5.2 議事概要	8
5.3 指摘事項と対応(案)	14

資料編

■ はじめに ■

本報告書は、国の平成 29 年度補正予算及び平成 30 年度予算に基づく国の補助金事業である海岸漂着物等地域対策推進事業による平成 30 年度沖縄県海岸漂着物対策推進協議会運営業務の実施結果等を取りまとめたものである。

1. 業務概要

1.1 業務の目的

沖縄県では、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年 7 月 15 日法律第 82 号）（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第 14 条に定める「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するとともに、行政機関や地域関係者等を委員とする「沖縄県海岸漂着物対策推進協議会」（以下「県協議会」という。）を設置して、関係者間の情報共有、連携等を図りながら、海岸漂着物の回収処理、実態調査、発生抑制対策等を実施している。

本委託業務は、平成 30 年 7 月 13 日に開催する沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の運営を支援する業務である。

1.2 業務の実施方針・配慮事項

本業務の検討・実施に当たっては、海岸漂着物処理推進法、及び日本エヌ・ユー・エス(株)が平成 21～29 年度に受託した海岸漂着物等の対策事業成果を踏まえた上で、本業務の委託業務仕様書、地域計画に基づき、沖縄県環境部環境整備課（以下「沖縄県担当課」という。）の指示に従い実施する。

なお、仕様書に疑義が生じたときやより難しい事由が生じたとき、あるいは仕様書に記載のない細部事項については、沖縄県担当課と速やかに協議し、その指示に従う。

また、実施に当たっては、業務の円滑な実施を図るため、特に下記の項目に配慮することとする。

1.2.1 品質管理

本業務の遂行及び報告書の作成に当たっては、日本エヌ・ユー・エス(株)「品質管理要領」に従い、文書管理、作業管理及び記録管理を行う。

1.2.2 情報セキュリティの確保

本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずることとする。また、業務上作成する情報については、沖縄県担当課の指示に応じて適切に取り扱うこととする。

また、日本エヌ・ユー・エス(株)が登録している日本工業規格（JIS）Q27000 シリーズの情報セキュリティマネジメントシステム、更には「ISMS マニュアル（情報セキュリティ管理規程）」に則って情報セキュリティ対策を確実に実施する。

1.3 業務内容

本業務の構成は、以下の5項目である。

- ①資料の印刷
- ②協議会出席委員への湯茶の提供
- ③委員に対する謝金・旅費等の支払い
- ④議事概要の作成

1.4 業務実施場所

県協議会の開催時、沖縄県担当課との調整以外の業務は、主に以下に示す事業所で実施する。

- ・日本エヌ・ユー・エス株式会社
新宿本社（〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア 5F）
沖縄事業所（〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比 1-10-8 330NIN ビル 302 号）

1.5 業務実施期間

契約締結の日から平成30年10月1日まで。

1.6 業務実施工程及び実施体制

本業務の実施体制を図1-1に示す。

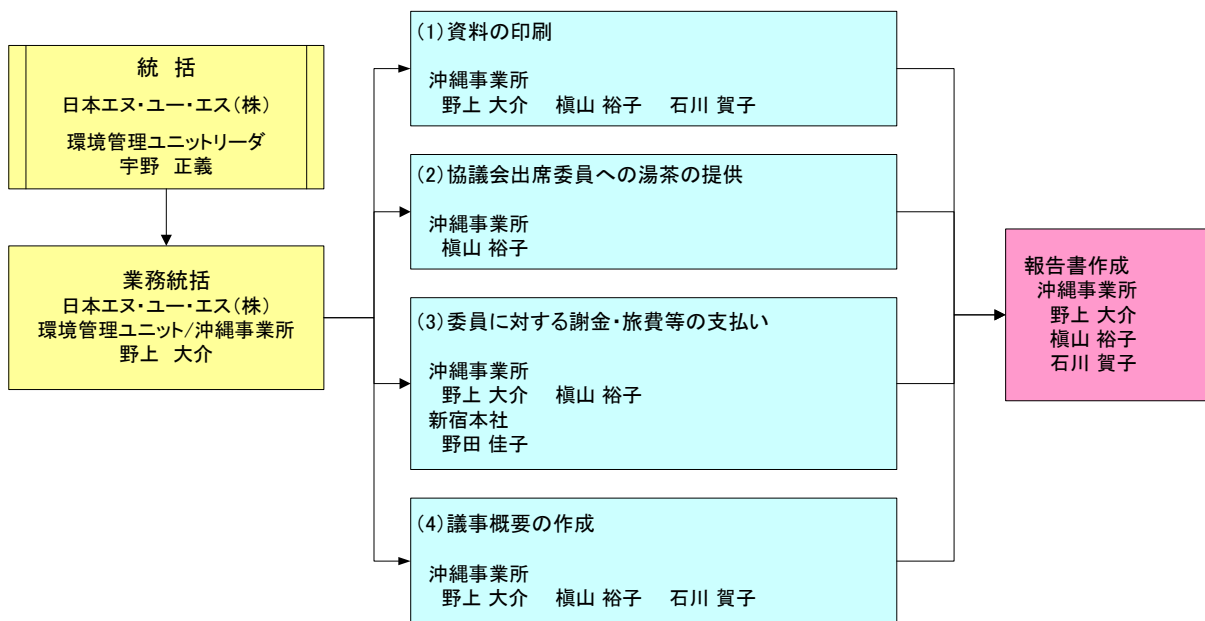


図 1-1 本業務の実施体制

1.7 業務成果品

報告書 1部

報告書の電子データを収納した電子媒体(CD-ROM) 1式

2. 資料の印刷

沖縄県担当課が作成した県協議会資料及び防衛大学校・山口晴幸名誉教授による講演資料の印刷を行った（印刷日：平成30年7月12日）。

印刷した資料の一覧は表2-1に示すとおりである。なお、これらの資料は、本報告書資料編に記載した。

表 2-1 印刷資料一覧

資料名	作成者	白黒 ページ数	カラー ページ数	ページ数 合計	印刷部数
第1回沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 議事次第	沖縄県環境部 環境整備課	2	0	2	40
資料1_平成30年度沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 委員名簿	沖縄県環境部 環境整備課	1	0	1	40
資料2_海岸漂着物等対策について	沖縄県環境部 環境整備課	2	3	5	40
資料3_これまでの沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要	沖縄県環境部 環境整備課	3	2	5	40
資料4_平成29年度回収事業報告	沖縄県環境部 環境整備課	4	11	15	40
資料5_平成30年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）	沖縄県環境部 環境整備課	1	2	3	40
資料6_平成30年度回収事業計画	沖縄県環境部 環境整備課	5	2	7	40
資料7_全踏調査（案）	沖縄県環境部 環境整備課	4	5	9	40
資料8_海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討（案）	沖縄県環境部 環境整備課	1	5	6	40
資料9_発生抑制対策に係る事業計画（案）	沖縄県環境部 環境整備課	3	6	9	40
参考資料_沖縄県海岸漂着物対策地域計画	沖縄県環境部 環境整備課	17	0	17	40
参考資料_マイクロプラスチック関連新聞記事	沖縄県環境部 環境整備課	11	0	11	40
撤去処分の厄介な危険・有害・粗大漂着廃棄物によるダイレクトな汚染リスク ～20年の沖縄調査を踏まえて～	防衛大学校 山口晴幸名誉教授	8	19	27	40
	ページ数 合計	62	55	117	

3. 協議会出席委員への湯茶の提供

県協議会に出席された委員 12 名及びアドバイザー 1 名に対し、湯茶の提供を行った。提供したのは、637 円（税込み）で購入したティーパックとミネラルウォーターによるさんぴん茶とし、容器はリユースカップを使用した。

県協議会の開催状況及び湯茶の提供状況を図 3-1 に示す。



図 3-1 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会の開催及び湯茶の提供状況

4. 委員に対する謝金・旅費等の支払い

沖縄県の旅費規程及び沖縄県担当課が発行した旅行命令等に従い、県協議会に出席された委員のうち、謝金・旅費等の支払い対象者となる委員及びアドバイザー8名に対し、謝金・旅費等の支払いを行った。

謝金・旅費等の支払い状況は表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 謝金・旅費等の支払い状況

(単位:円)

委員 及び アドバイザー	A	B	C	D	E	F	G	H	合計
謝金	-	-	-	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	42,000
旅行雑費	700	700	700	4,000	400	4,000	400	400	11,300
交通費	3,150	18,220	21,370	35,820	1,120	55,140	300	1,580	136,700
宿泊代	-	-	-	9,800	-	-	-	-	9,800
合計	3,850	18,920	22,070	58,020	9,920	67,540	9,100	10,380	199,800

5. 議事概要の作成

県協議会終了後、県協議会の議事内容から、議事概要及び指摘事項に対する対応案を作成した。作成したものを議事次第及び出席者名簿と共に以下に記す。

5.1 議事次第及び出席者名簿（当日出欠反映）

日時：平成30年7月13日（金）
13:30～17:30
場所：沖縄県庁
5階 子ども生活福祉部会議室

議 事

開会（13:30）

1. 沖縄県あいさつ
2. 資料の確認
3. 委員の紹介〔資料1〕
4. 議事
 - ①海岸漂着物等対策について〔資料2〕
 - ②これまでの沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕
 - ③平成29年度回収事業報告〔資料4〕
 - ④平成30年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）〔資料5〕
 - ⑤平成30年度回収事業計画〔資料6〕
 - ⑥全踏調査（案）〔資料7〕
 - ⑦海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討（案）〔資料8〕
 - ⑧発生抑制対策に係る事業計画（案）〔資料9〕

5. その他

閉会（17:30）

配布資料

- 資料1 平成30年度沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 委員名簿
資料2 海岸漂着物等対策について
資料3 これまでの沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要
資料4 平成29年度回収事業報告
資料5 平成30年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）
資料6 平成30年度回収事業計画
資料7 全踏調査（案）
資料8 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討（案）
資料9 発生抑制対策に係る事業計画（案）

参考資料 「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」（平成22年3月策定、平成24年3月第2回見直し）※別紙1,2を除く

「平成29年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業 報告書」
マイクロプラスチック関連新聞記事

平成 30 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業
第 1 回 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 出席者名簿

(五十音順、敬称略)

委員	
池間 隆男	宮古島市生活環境部環境衛生課 課長
小島 あずさ	一般社団法人 JEAN 事務局長
新垣 聡	渡嘉敷村経済建設課 課長
棚原 憲実	沖縄県環境部 環境企画統括監
(欠席) 知念 政博	沖縄県町村会 事務局長 沖縄県離島振興協議会 事務局長
堤 純一郎	国立大学法人琉球大学工学部環境建設工学科 教授
(欠席) 長本 正	沖縄県農林水産部漁港漁場課 課長
永山 正	沖縄県土木建築部海岸防災課 課長
東岡 礼治	環境省九州地方環境事務所 保全統括官
(欠席) 藤田 喜久	沖縄県立芸術大学 全学教育センター 准教授
前浜 孝始	石垣市市民保健部環境課 課長
前泊 豪	沖縄県漁業協同組合連合会 漁政課長
三浦 新一郎	第十一管区海上保安本部環境防災課 課長
本原 康太郎	沖縄県農林水産部農地農村整備課 課長
山口 晴幸	防衛大学校 名誉教授
アドバイザー	
(欠席) エドワード・H・サ ンチェス	NPO 法人沖縄海洋文化と自然環境アクションネットワーク (沖縄 O. C. E. A. N) 理事長
(欠席) 小菅 陽子	NPO 法人美ら海振興会 理事
鹿谷 麻夕	しかたに自然案内 代表
事務局	
松田 了	沖縄県環境部環境整備課 課長
仲地 健次	沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 班長
宮平 将生	沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 主任
平成 30 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業 受託者 :	
日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体	
野上 大介	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所長/環境管理ユニット
槇山 裕子	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所
石川 賀子	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事業所

5.2 議事概要

講演 撤去処分の厄介な危険・有害・粗大漂着廃棄物によるダイレクトな汚染リスク～20年の沖縄調査を踏まえて～【調査レポート】(防衛大学校・山口晴幸名誉教授)

- 1) グリーンニューディール基金事業の実施以前にも漂着ごみは来ていたが、再漂流はどの程度あるのか。
→例えば与那国のウブドゥマイ浜は、20年前までは殆ど漂着ごみはみられなかったが、現在はごみが飽和状態となっている。この浜では過去20年間で清掃は1～2回程しかされていない。海岸で飽和したごみは再漂流し、近隣の浜に流れ着くが、それは海岸の地形や向きに依存する。

議題1 海岸漂着物等対策について【資料2】

- 1) 協議会という組織を一般の人にはどのような形で説明しているのか。組織自体がどのように存在しているのか教えてほしい。
→本協議会は海岸漂着物処理推進法第15条に基づき開催している。重点的にどの海岸を対策していくのか等の計画を策定する際の協議の場という位置づけであり、また、年度の対策事業計画等を示し、これに対する協議会の意見を事業に反映するという2つの目的を持つ。協議会の委員の任期は1年であり県から依頼している。現時点では、活動内容をHP等で状況を公表する機能が希薄であり、今年度の予算次第でHPをリニューアルし、協議会の位置づけも含め明確になるよう努める予定である。
- 2) 「海岸漂着物処理推進法」による海岸漂着物対策推進協議会の概要を説明した図において、関係機関、NPO等民間団体やボランティアなどの様々な所属団体から協議会に向かってくるイメージの図が記載されているが、実際は協議会を開催する側から協力を要請している状態である。協議会の仕組みが一層活性化するように努力をお願いしたい。
→地域や住民側から選出された協議会委員については、主に海岸における実働部隊であり、具体的な対策計画や原案の作成、年度計画等を議論するのは難しい状況にある。
→県協議会では県全体の年度事業をどう進めていくかについて意見を求めている。地域協議会では、本島周辺離島、八重山、宮古地区の具体的な事業について個別に議論している。協議会が十分に機能していないという指摘もあり、今後はこれらの意見を事業に反映させなければならないと考えている。
- 3) 全体の予算の都合もあるが、年1回の協議会が前年度の実施状況の報告と今年度の計画の説明では情報として不足している。年度内にもう1回進捗を把握するために協議会を開催すべきである。また、国からの予算が半分以下になっても、ごみの量が減少するわけではないことから、以前も自主財源の活用も検討するべきであると意見を述べたが解決されていない。本協議会で国の補助金活用以外の対策がないのか議論した方がよい。
→協議会の開催頻度に関しては、昨年度は1回実施したが、本年度は年度内に2回目を実施する方向で検討したい。予算に関しては、近年では国の補助金による年度予算を全ては執行できず一部を国に返納している実態がある。その理由としては、昨今公共事業が増えており、漂着ごみの回収処理を募集しても落札されないという事例がある。この不落の部分をもどのように改善していくかが問題であり、小さな市町村でも履行できるように予算執行のありかたを検討し

ていく。優先度としては、予算執行できない額の圧縮の検討、そのうえで国に予算の増額の依頼、その後、県で独自の財源を確保する。

4) 沖縄県の中で海洋ごみ対策の担当部署を組織するべきではないか。

→専属の担当部署を作るべきという提案については、環境整備課としては事業を拡大したいという意向はあるものの、県全体の人事が安定しており逆に担当人数を削るべきという組織の考えがある。そのため、専属の担当部署を作って拡大していくことは現時点では難しい。状況を踏まえて担当部局とも協議し、人的な組織の強固を図っていきたい。

議題2 これまでの沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

特になし

議題3 平成29年度回収事業報告〔資料4〕

1) 表1「平成29年度海岸漂着物回収処理実績内訳」に基づき、本年度の補助金額が割振られているのか。

→平成30年度については、市町村から要望のあった回収事業については100%内示を出している。回収の方に重点を置くべきだという意見があり、発生抑制については55%に留めた。

→予算計上前の時点で担当者間の調整がうまく機能しておらず、今年度も石垣市では予算が不足している。

→毎年国に対しては市町村と県の要望額を積み上げており、今年度は結局半分しか予算がつかなかった。そのため、市町村の発生抑制については減額内示となり、回収処理については満額内示した状況である。

議題4 平成30年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）〔資料5〕

特になし

議題5 平成30年度回収事業計画〔資料6〕

1) 2-2項にボランティアによる清掃活動について記載があるが、資料5の事業内容に対応する項目が不明である。海岸漂着物の回収事業は、県海岸管理者あるいは市町村のどちらが実施するのか明確になっていない。また、ボランティアが実施する作業の事務局機能は資料5には含まれないのか。

→ボランティア活動に対する項目は資料5の海岸漂着物回収事業の一環であると考えている。回収の実施にはボランティア活動が必要不可欠であり、沖縄県の事務局としてはボランティアの取組みを支持することで回収の促進を図りたいと考えている。

2) 第11管区海上保安本部が事務局を務めているOCCN（沖縄クリーンコーストネットワーク）の活動にボランティアの参加が多く、海岸漂着物の回収に非常に効果を上げている。行政の海岸管理者が実施すべき事業は、ボランティアが活動困難な部分を行うという役割分担が必要である。本協議会においてボランティア活動の実績も含めて報告することで、情報共有が可能となるのではないかと。

3) 石垣市ではボランティア活動が盛んである。しかし、国の補助金が交付されるのは8月頃であり、補助金が活用できない時期は、役場の担当者が1人でボランティア清掃のごみを収集

している状況にあり、収集を業者委託できない。補助金の空白時期の対応が課題である。

- 4) 表「ボランティアによる海岸清掃活動への対応状況」に、市町村による支援の有無の記載があるが、手袋等の基本品は必ず支援できる仕組みにはできないのか。支援無しの記載は、ボランティアがいないという意味なのか。
 - 東村や大東村等が無いと回答しているが、詳細は確認していない。大東村には海岸がないという地理的状况も考えられるが、その他の市町村についてはなぜ情報が無いのかも含めどのようなアプローチをかけられるのかについても検討していきたい。
 - ボランティア活動に最低でもビニール袋等を出資する仕組みづくりを希望する。
- 5) 表「海岸漂着物の回収・処理が必要な海岸に関する市町村調査」に記載がない海岸は漂着物が無く回収が必要ないという認識でよいのか。
 - 市町村の環境部局に照会しているが、担当者が海岸についてあまり把握できておらず集計データが提出されていない状況もある。土木建築部や農林水産部とも連携し情報を収集しており、どこを優先的に実施するのか担当者間で協議したい。
 - 先島諸島のデータが少ない。事実かどうか確認してほしい。
- 6) OCCN の昨年度の活動報告としては、6/1～7/31 まで「まるごと沖縄クリーンビーチ 2017」としてボランティアが計 90 か所のビーチの清掃を行った。約 1 万 3 千名のボランティアが参加し、約 70 t のごみを回収した。今年度も実施中であり同程度の規模が見込まれる。OCCN では安定してボランティアによる清掃活動が実施されている。
- 7) OWS（オープンウォータースイミング）のレース前にも必ず海岸清掃を行っており、スポーツイベントでも清掃活動を行っているということ把握してもらいたい。
 - ボランティア組織や活動は広まっていくことが重要で、知らない人も多いのでアピールすることが大事である。

議題 6 全踏調査（案）〔資料 7〕

- 1) “目視による調査”という文言では、見ただけで終わるイメージがあるため、“画像記録”という表現に変更してほしい。
 - ごみの量を写真から判定している調査なのか。
 - ごみの量の把握は限られた期間で多くの海岸を網羅する必要があるため、洗練された専門スタッフ数名が目視調査で詳細な量まで測定している。また、証拠として海岸の全景と代表的なごみ、手書きであるが地形図等も適切に記録している。
- 2) 本年度で 1 通り全踏調査を実施したことになるのか。
 - 昨年度は先島諸島の海岸を全て実施し、今年度は沖縄本島および本島周辺離島を調査することで沖縄全域を網羅する。この結果を基に新たな現存量として取りまとめる。
 - データを確実に分析し、今後の回収や対策に十分反映させることで合理的に予算を活用してほしい。
- 3) 分析も重要ではあるが、画像記録が集積されているのであれば、セミナーにあったように啓発的な写真を公開してはどうか。

→本日配布した資料には添付していないが、昨年度事業報告書の参考資料には記載しており、後日県の HP で公開予定である。

議題 7 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討（案）〔資料 8〕

- 1) 海岸漂着物に含まれる有害物質の調査については、昨年度は予備調査で今年度は本格的に対策を進めたいというのが事務局の方針である。マイクロプラスチックには有害物質が含まれている恐れがあり、これを生物が誤食する事があるのは認識されているが、対応策はごみを早く回収する、マイクロプラスチックとして細かくになる前に回収する、海に流出する前に回収するほかなく、迅速な対応が求められる。

議題 8 発生抑制対策に係る事業計画（案）〔資料 9〕

- 1) 近年プラスチックストローの禁止も取り沙汰されており、また、海外交流事業では話題になっていないが太平洋諸国やハワイ等は行政が海岸のごみ処理を大規模に行っている。アメリカの西海岸の都市などの取組みも調べて参考にしようか。
→参考資料として新聞の切り抜き記事を添付しているが、国際的なプラスチックごみに対する知見については、県でも広く情報収集しており、海外交流事業だけでなく広く情報発信していきたい。
- 2) 海外交流事業において、沖縄の厳しい状況を毎年報告しているのか。
→実際に県の海岸の状況を視察し、今後どう取り組んでいくか議論している。
→海外交流事業と発生抑制対策 WG にこれまで参加してきた印象としては、台湾では海外交流事業が良い刺激になり、海洋ごみに対する取組みが活性化している。県レベルで海洋廃棄物のフォーラムの開催、地域としてプラスチック抑制策を欧州並みに取り組んでいる。ナイトマーケットで使用されるストローの問題についても NGO が把握して交流事業で発表している。
- 3) 日本は、G7 の憲章でアメリカと共に署名しなかったことが批判的に報道され、G20 に向けて取り組みを進めていくというコメントが政府から出されたが、実際に海ごみに取り組んでいる NGO の認識と総理大臣のコメントに乖離がある。総理大臣が中国や韓国のごみが日本に漂着していることから、そこへの支援を考えていると述べたが、自国のごみ発生抑制が日本の政策から欠如している。海岸漂着物処理推進法の改定でマイクロプラスチックの対策が盛り込まれたが、実際の現場での行動指針を明確にすることが重要である。発生抑制対策 WG の中で議論すべきことなのかもしれないが、沖縄独自にプラスチックの使い捨てを削減する具体案や目標値を立てるなど、アクションのアイデアは多々ありそれらを実現したい。
- 4) 発生抑制対策 WG にこれまで参加して感じたことは、宮古、八重山の方が漂着物が多いが、実際に活動できる人数が限られることで、回収可能量が制約を受ける。沖縄本島は漂着ごみの量は少ないが人口が多いことから活動の際にはボランティアが集まりやすい。また、人工ビーチやホテル等の管理者が常駐するビーチでは日常的にごみが回収されていることから、沖縄本島の人間は海岸にごみが多いという認識は少ない。しかし、人口が多い沖縄本島はごみの発生源でもあることから、沖縄本島では発生抑制の教育をもっとやるべきであり、本島周辺離島や宮古諸島、八重山所長地域では回収に力を入れるべきである。

- 5) 沖縄で海ごみを専門的に扱う団体が存在しないことが課題である。台湾等では仕事として海ごみを扱う NGO 団体が多数おり、海外交流事業の中で発案されたアイデアをすぐ実行に移している。日本の海ごみ対策に向き合っている人たちはすべてボランティアであり、海ごみに費やす労力が限られる。発生抑制の様々なアイデアがあっても実行に移している事例は沖縄県では少ない。
- 6) HP 等のプラットフォーム作製が計画されているが実際の進捗はない。理由は、有志ボランティアが無償で作製を試みていることに起因し、そこに対する予算処置や沖縄県からのサポートがないと実際問題として発生抑制は進展しない。海ごみに向き合う何らかの団体を作る必要がある。
 - 神奈川県では専属でごみに取り組む組織（かながわ海岸美化財団）があり、その組織が主体となりボランティアと連携して海岸美化に取り組んでいるが、沖縄には類似の組織は存在しない。
- 7) 発生抑制や環境学習については、一般市民でなく企業に対して実施する時期に来ている。一般ごみの原因となる製品を製造する企業が本当の発生源であることから、そこに協議会がごみの削減抑制について訴えていくべきであり、そのような働きかけの機会は作れないのか。なお、海岸ごみの一定量は漁業関係者が使う漁具であり、排出する量の削減や材質改善策を考えてもらいたい。
 - 漁業関係者のごみに対する被害意識は強いが、発泡スチロールやブイ等のごみはほとんど漁業ごみである。発泡スチロールの使用は水産庁等がもっと規制をかけるべきである。

その他

- 1) 永続的な対策資金を考えると、政府の予算に今後も依存し続けることには限界がある。一廃や産廃の対策には税金が使われていることを踏まえると、発生源に対しても課税の仕組みを考える時期に入っている。可能性であれば県の行政として取り組んでほしい。
 - 観光税を再検討する案が挙がっている。7～8 年前は導入状況が整っていないため保留となっていたが、予算確保のために改めて検討を始めた。これは観光に資することから、海ごみ対策の予算も確保する構想は考えられる。行政の立場としては財源があるうちはそれを使うべきという考えもある。不足している部分はいかに国からの補助金を増やすか、現在執行残が出ている部分をいかに無くすか、効率的に回収あるいは発生抑制対策をしていくかについてまずは取り組んでいきたいと考えている。
- 2) 回収処理費用の財源確保を別途検討する必要があるという話もあがったが、環境省としては今回の法改正を踏まえ、より財源を確保できるように努力したい。補助率 9/10 という数値は基本的に災害対応に適用されるものであり通常はあり得ないが、離島地域という事情から沖縄県の場合は国庫負担割合が 9/10 としている。発生抑制対策を確実に行う必要があることから、この補助金もそれに充てることが可能である。環境省は補助金給付以外にも竹富町と協力し、西表国立公園を美しくする会という地元組織を設立し、行政だけでなく地元の方々や民間団体と連携協力しながら海岸ごみの清掃を行っている。
- 3) 従来の法律では、漂着しているごみが対象だったが、今回の改定で漂流および海底ごみについても海洋ごみとして法律に位置付けられた。プラスチックごみが増えていることから、3R

や発生抑制も考えていかなければならない。近年、マイクロプラスチックが問題となっており、1次マイクロプラスチック（洗顔料等もともと小さく加工されたもの）は業界の自主規制を促している。しかし、実質量が多いのは2次マイクロプラスチック（通常のプラスチックが破碎されて小さくなったもの）であり、これを抑制していくためにはプラスチック全体の排出抑制、生産自体を考えていかなければならず、今回の法律改正で推進する予定である。

- 4) 沖縄県漁業協同組合連合会から漂着ごみ問題の担当は指導課長より漁政課長が妥当であるとの意見があり、今後は設置要項を改正し構成メンバーを漁政課長とする。

5.3 指摘事項と対応(案)

議題1 海岸漂着物等対策について〔資料2〕

1	<p>【指摘】組織の一般への知名度が不足している。また、協議会の仕組みが一層活性化するよう努力をしてもらいたい。</p> <p>【対応】協議会のHPをリニューアルして、活動内容や協議会の位置づけなどを明確に公表する。協議会が十分に機能していないという指摘を受けており、意見を業務に反映させる必要がある。</p>
2	<p>【指摘】年1回の協議会開催では、前年度の実施状況の報告と今年度の計画の説明では、情報として不足している。</p> <p>【対応】本年度は年度内にもう1度協議会を開催する事を検討したい。</p>
3	<p>【指摘】国の補助金活用以外に自主財源の確保を検討すべき。</p> <p>【対応】近年は国の補助金の一部が執行できず返納していることから、執行残の圧縮に取り組みつつ、国の補助金の増額、自主財源確保、小さな市町村でも履行できるよう予算執行の在り方を検討していく。</p>
4	<p>【指摘】沖縄県の中で海洋ごみ対策の担当部署を組織するべきではないか。</p> <p>【対応】現状では県の人事の関係で難しいが、担当部局とも協議し、人的な組織の強化を図っていく。</p>

議題2 これまでの沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

特になし

議題3 平成29年度回収事業報告〔資料4〕

特になし

議題4 平成30年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画〔資料5〕

特になし

議題5 平成30年度回収事業計画〔資料6〕

1	<p>【指摘】行政の海岸管理者が実施すべき事業は、ボランティアが活動困難な部分を行うという役割分担が必要である。本協議会においてボランティア活動の実績も含めて報告することで、情報共有が可能となるのではないか。</p> <p>【対応】海岸管理者とボランティア活動の実績報告と住み分けについては、以前から協議会でも意見が出されており、全踏調査の結果も含めて適切に整理していきたい。なお、平成23年度に作成した沖縄県地域計画附属資料「海岸漂着物対策に係る関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り」の中でも海岸管理者の事業として実施すべき海岸を整理した経緯がある。</p>
---	--

2	<p>【指摘】「海岸漂着物の回収・処理が必要な海岸に関する市町村調査」には先島諸島のデータが少ない。事実かどうか確認してほしい。</p> <p>【対応】先島諸島の漂着量が多い事は、過去の調査等で明らかになっている。本調査は限られた期間の中で各市町村から情報を収集したことから、県内全域の状況を十分に把握できてはいないと考えている。本調査の補完的な情報収集は継続していく方針である。</p>
---	--

議題 6 全踏調査 (案) [資料 7]

1	<p>【指摘】海岸漂着物の貴重な画像は公開したほうが、沖縄の現状を知ってもらうためには効果的ではないか。</p> <p>【対応】沖縄県の HP で公表する方針である。</p>
---	---

議題 7 海岸漂着物に含まれる有害物質の影響と対策方針の検討 (案) [資料 8]

特になし

議題 8 発生抑制対策に係る事業計画 (案) [資料 9]

1	<p>【指摘】太平洋諸国やハワイなどで行われている行政のごみ処理対策を調べて参考にしてはどうか。</p> <p>【対応】県でも広く情報収集しており、海外交流事業だけでなく広く情報発信していきたい。</p>
---	--

その他

1	<p>【指摘】永続的な対策資金を考えると、政府の予算に今後も依存し続けることには限界がある。一廃や産廃の対策には税金が使われていることを踏まえると、発生源に対しても課税の仕組みを考える時期に入っている。</p> <p>【対応】観光税を再検討する案が挙がっているが、この中で海ごみ対策費用を確保することは考えられる。県内からの発生源対策については、以前から発生抑制対策 WG を通じて様々な対策方法が検討されてきており、今後もこの検討を継続しつつ、有効な様々な対策を取入れつつ包括的に効果をあげられるように進めていきたい。</p>
---	--